

平成26年 第12回大崎市教育委員会定例会会議録

1 招 集 期 日	平成26年12月25日(木)	開会 午後2時42分	閉会 午後3時50分	
2 招 集 場 所	岩出山庁舎 第3会議室			
3 出 席 委 員	委 員 長	澁 谷 秀 昭	委 員 長 代 行 者	氏 家 茂
	委 員	高 橋 裕 子	委 員	戸 島 潤
	教 育 長	青 沼 拓 夫		
4 欠 席 委 員	なし			
5 傍 聴 者	なし			
6 事 務 局 職 員 出 席 者	教 育 部 長	菅 原 孝	参 事	半 田 宏 史
	教 育 総 務 課 長	大 田 良 一	学 校 教 育 課 長	佐 藤 俊 夫
	生 涯 学 習 課 長	八 木 文 孝	文 化 財 課 長	藤 本 重 吉
	図 書 館 長	田 口 新 一	中 央 公 民 館 長	千 葉 昭
	学 校 教 育 課 副 参 事	玉 水 透		
7 書 記	教 育 総 務 課 課 長 補 佐	宮 川 亨	教 育 総 務 課 係 長	
8 専 決 処 分 報 告	1)	異議申し立てに対する決定について(平成26年度答申第6号)		
	2)	異議申し立てに対する決定について(平成26年度答申第9号)		
9 議 事	議案第60号	大崎市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について		
	議案第61号	大崎市立学校における教員補助員配置要綱の一部を改正する訓令について		

<p>委員長</p>	<p>出席委員定足数に達しておりますので、平成26年第12回大崎市教育委員会定例会は、成立いたしました。</p> <p>これから会議を開きます。</p>
<p>委員長</p>	<p>はじめに、平成26年第11回定例会会議録の承認を求めます。</p> <p>内容について、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p> <p>ご異議ないものと認め、会議録を承認いたします。</p> <p>本日の会議録署名委員を指名いたします。</p> <p>戸島委員をお願いいたします。</p>
<p>委員長</p> <p>教育長</p>	<p>次に、教育長報告に入ります。</p> <p>報告事項があれば、教育長から報告願います。</p> <p>ご報告を申し上げます。</p> <p>師走に入り今年も余すところ6日ほどとなりました。各幼稚園、小中学校においては、二学期の終業式を終え、1月7日までの冬期休業に入りましたことをご報告いたします。二学期は多くの学校行事が開催され、教育委員の皆様にはご多忙中ご出席をいただきましたこと、感謝を申し上げます。</p> <p>初めに、おおさき子どもサミットについてご報告いたします。</p> <p>11月27日、岩出山スコーレハウスにおいて、「語り合おう夢 大崎市の未来」をテーマとして、2014年度おおさき子どもサミットを開催いたしました。大崎市の未来を担う市内小学校の6年生の代表、約200人が一堂に会し、将来の夢や希望を元気よく発表してくれました。そのなかで、真山小学校からは、「市内小学校の交換留学」について、古川第5小学校からは、「市民病院スマイルプロジェクトを行いたい」といった提案がありました。</p>

次に、読書感想文コンクールについてご報告いたします。  
11月28日、市役所東庁舎において、「第9回大崎市読書感想文コンクール」の表彰式を開催いたしました。子どもが本に親しむ機会をつくろうと、教育委員会が毎年実施しているもので、今年は、応募作品164点の内、入賞作31点を表彰いたしました。最優秀賞にあたる市長賞を、小学生の部が古川第4小学校6年、佐々木智(ち)絢(ひろ)さんの「『夏の庭』を読んで」、中学生の部が、松山中学校3年、平塚夏音(なつね)さんの「『さがしもの』を読んで」に贈り、表彰後にお二人から作品を朗読していただきました。今後も、本を愛し、たくさんの本を読んでくれると思います。

次に、うれしいお知らせを二つご報告いたします。  
12月13日から14日にかけて、さいたまスーパーアリーナにおいて「第42回マーチングバンド全国大会」が開催され、東北代表として出場した鹿島台小学校が、小学校小編成の部で15チーム中6位の銀賞を受賞いたしました。  
もう一つは、ヤマハ発動機スポーツ振興財団主催の「第26回全国児童 水辺の風景画コンテスト」において、松山幼稚園年長の只埜(ただの)旭(あさひ)君が描いた「大きなたがめ」が、最優秀賞の文部科学大臣賞を受賞いたしました。私も授賞式に行きまして拝見してまいりましたが6歳の子どもとは思えない観察力に優れ、大変素晴らしい作品と私も感動してまいりました。  
受賞された子どもたちの栄誉を称え、更なる活躍を期待したいと思います。

次に、小中学校の施設整備について申し上げます。  
志田小学校校舎の大規模改造工事についてですが、工事の完成検査が終了し、受注者から工事目的物の引渡しを受けております。これで、既に工事が完了していた東大崎小学校と合わせ、校舎の大規模改造工事は全て完了いたしました。  
また、古川中学校ならびに鹿島台中学校の武道場改修事業につきましては、両校ともに年度末の完成に向け順調に工事が進んでおります。

次に、学校給食センターの調理等業務の委託事業者選定につきましてご報告いたします。  
岩出山学校給食センターの調理等業務につきましては、来年3月で3か年の契約期間が終了となります。次年度以降の委託業者については、大崎市学校給食調理等業務委託プロポーザル審査委員会において、12月2日に優先交渉権者が決定されております。  
また、来年7月で契約期間が終了する大崎南学校給食センターにつきましても、年度内に業者選定を進めてまいります。

次に、12月9日から12月22日までの会期で行われました第4回大崎市議会定例会につきましてご報告いたします。  
教育委員会関係の議案につきましては、前回の定例会でご報告申し上げておりましたが、それぞれ原案通り可決されたところであります。

先月の定例会でご報告できませんでした一般質問につきましてご報告させていただきます。

今議会では、26人の議員から一般質問があり、そのうち14人の教育委員会関係の質問に対し、私から答弁をいたしました。

まず、学校教育関係では、私学振興における支援の拡大、通学路の安全対策、全国学力調査の結果、幼児のことばの教室、おおさき子どもサミット、学校給食への取り組みに関する事などの質問がありました。

また、社会教育関係では、スポーツの推進体制、民俗芸能の保存伝承、音楽が聞こえるまちづくり、地区公民館の指定管理の状況と基幹公民館の指定管理への移行などに関する質問があり、それぞれ、現時点での教育委員会の取り組み、考え方を説明し理解を求めました。

以上で教育長報告を終わります。

委員長

ただいまの教育長報告について、補足説明があれば、説明願います。

教育部長

ただ今の報告にありました中の議会の話でございますが、実は最終日に意見書案が2件出されましてその審議がなされました。その内の一つが教育委員会に関係がございましたので報告だけさせていただきます。

内容が40人学級再開検討に反対する意見書ということで、総務常任委員長の関武徳議員が提出者となってその他の総務常任委員全員が賛成者ということで提案されたものです。内容はご案内のように財務省から文科省に対して今行っている小学1年、2年生35人学級を40人学級に戻せと財政的な観点からという風な働きかけがあったようで、それについてはこの間新聞で27年度については今年度と同じように行くというように決まったようですが、今後流れがどうなるかわからないということで、国においては40人学級の再開検討を行わないよう強く求めるという風な非常にありがたい方向の意見書が最終日に全会一致で可決されておりますので、このことを追加で報告させていただきます。

委員長

教育長報告について、質疑はありませんか。

(なしの声あり)

委員長

質疑がないものと認め、教育長報告を承認いたします。

委員長

次に、専決処分報告に入ります。

関連がありますので「異議申立に対する決定について平成26年度答申第6号、第9号」につきまして一括で報告願います。教育総務課長から報告願います。

教育総務課長

( 説 明 )

委員長

ただいまの件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑応答)

委員長 質疑がなければ、ただいまの専決処分報告について承認します。

委員長 次に、日程第1 議案第60号「大崎市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。  
学校教育課長説明願います。

学校教育課長 ( 説 明 )

委員長 ただいまの件につきまして、質疑はありませんか。

戸島委員 何か地元の方々から要望があつて行政区名自体が変わつたという事ですか。

教育部長 これにつきましてはご質問にありましたように、地区からずっと要望が出されていたようであります。これを市の方で検討いたしまして12月の庁議にかかつて決定しました。尚、変更の期日は提案しているものと同じ平成27年1月1日から施行となっております。

委員長 住民の長年の要望であつたという事ですね。それに伴ひましての改正であるという風なことであります。

戸島委員 この他に変わるものはないのですか。行政区の名前については、公民館とかいろいろ絡んできそうな気がするのですが、他はありませんでしたか。

教育部長 担当の方で様々な規程類は確認したと思しますので、教育委員会についてはこの部分だけということになります。その他もちろん市全体としては様々なものが規程を含めまして変わるものが出てくると思ひます。このことは市内部でもきちつと周知をしながら、今後失礼のないような形で扱っていくというようになると思ひます。

委員長 今後変更になつた場合については、このような形で柔軟に対応していくということですね。

委員長 質疑がなければ、本案についてご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

委員長 次に、日程第2 議案第61号「大崎市立学校における教員補助員配置要綱の一部を改正する訓令について」を議題といたします。  
学校教育課長説明願います。

学校教育課長 ( 説 明 )

委員長 ただいまの件につきまして、質疑はありませんか。

戸島委員

改正案ということで、臨時職員が非常勤職員になったということなんですが、新しいところは第9条あたりとかですね、非常勤職員取扱要綱が書いてある部分と重複するのではないかなと思うのですが。今までは臨時的任用職員だということで、現行の第9条が書かれていたと思うんですけども、非常勤職員に纏めるのであれば、新9条等はその例によるとかで他のと同じで良いのではないかなと思うのですが、あえて非常勤職員要綱と変えてですね第9条のような形にしたのか特に理由とかはありますか

委員長

第9条の件取扱いについて

学校教育課長

確かに非常勤職員取扱要綱の解職という規程がございましてそのままに適用するというのも考えられますが、これは法令担当の方に確認をしていただいて法令担当の方でこのような規程ということになりました。

戸島委員

訓令と要綱だとどちらが優先されるのでしょうか。

教育部長

法令の形式では、条例と規則と告示と訓令というものがあります。要綱とか規程というのは実際にはありません。単なる名称なんです。ですから条例を改正するには条例で改正します。規則を改正するには規則で改正します。もう一つ一般には要綱というのを改正するにはどうしたらよいかというと、一つは告示という方法があります。もう一つは訓令という方法があります。この違いは、告示というのは一般の人でも広く関係する部分は広くお知らせしなければならないので、告示で直します。もう一つは一部の人あるいは内部の人を対象にする決まりであればそれは訓令で改正します。従いまして要綱と規程というものは便宜上ついているという位のものだと思います。要綱と規程どっちが上という事ありません。先ほど委員さんがご質問された要綱と訓令はどっちなのという話はまるっきり出てこない話です。

戸島委員

第3条でいう大崎市の非常勤職員取扱要綱と教員補助員配置要綱だとどちらが優先されるのかというのは、第3条に取扱要綱の第2条に規定する非常勤職員とすると、こちらでこの要綱に従いますよと言っておきながら第9条で違う扱いをしているというのがいいのかなとちょっと疑問に思いました。

教育部長

非常勤職員取扱要綱と教員補助員配置要綱のどちらが上かと言われれば非常勤職員取扱要綱の方が上になります。ただ、委員さんがおっしゃったように非常勤取扱要綱と違うところ定めている

学校教育課長	<p>一般的な非常勤についての取り扱いは、取扱要綱で定めますけれどもさらにそれぞれの例えば教員補助員という非常勤職員について特に定めなければならない部分、新たに定めなければならないのが教員補助員配置要綱で定めるという形になりますけれども、例えば9条ですと教員補助員配置要綱で特に言ってますのは解雇をする条件としましては同じなんですけれども解雇を予告する30日前という余裕期間をもって解雇を予告して退職させなければならないとしており、非常勤職員取扱要綱ではその規程は無くして単に職を解くことができるということだけの規程でしてその30日という期間を設けて事前通告をして退職させてくださいという規程を今回教員補助員配置要綱では定めたというところが違います。</p>
委員長	<p>確認させていただきたいのですが、今回のこの改正は地方公務員法で定められていた臨時的任用の考え方から、大崎市の非常勤職員取扱要綱に基づいたものにシフトしますという事ですよ。その文言の中で大崎市非常勤取扱要綱の中に第9条の文言は同じなのですか。これは教育委員会の今回定めようとしている教育補助員配置要綱だけに出ている解雇の文言なのか、大崎市全体の首長部局でやっているような取扱いの要綱にまるっきり沿ったものなのか、ちょっと市の非常勤取扱要綱というのが手元にないのでそのこのところをちょっと聞かせていただきたい。</p>
学校教育課長	<p>基本的には解雇することができる事由として1号から3号まで載っていますけれども、これにつきましては市の非常勤取扱要綱と同じです。違いますのは第2項に規定されています3行目になります、教育委員会は教育委員会は30日前に解雇を予告し、退職させることができる。この30日前に解雇を予告し、というのが市の非常勤取扱要綱には規定はございません。</p>
教育部長	<p>今、非常勤職員取扱要綱がお手元に無いと思いますので、今準備させますのでお待ちください。</p>
委員長	<p>質疑の途中ですが休憩といたします。</p>
委員長	<p>会議を再開します</p>
戸島委員	<p>例えばなんですけれどもここにお配りいただいた市の非常勤職員取扱要綱の2ページを見て頂きたいんですけれども下から2行目位のところに通勤による負傷とか、病院による療養とかあって運転していて怪我をして通うことが出来なくなったということは、大崎市の非常勤職員であれば解雇することができない。なのでこちらの新しい教員補助員配置要綱の第3条をみて第2条に規定する非常勤職員なので解雇をしないでくれという主張をすることもできる。でも教育委員会としてはこちらの要綱もあって第9条で通勤のことは書いていないので回復しても退職してもらいますよというふうになって争いになる可能性もある。</p>
学校教育課長	<p>大崎市非常勤職員取扱要綱に規定されていることについてはそちらが適用されるということになります。</p>
戸島委員	<p>大崎市非常勤職員取扱要綱が優先ということになる訳ですね。</p>

教育部長

身分の関係で、要するに教員補助員の身分を規定している段階でもうすでにこの教員補助員というのは非常勤職員取扱要綱で規定している非常勤職員だということを言っている訳です。その段階で非常勤職員取扱要綱が原則的に適用されることとなります。なおかつこれで足りないもの、不備な部分をここでまたさらに丁寧に詳しく規定してあるという風にお考えいただければ良いのかなと思います。

委員長

改正案3条で示していることは基本は要綱に基づくものである、という考え方であるということがお話しがありました。

戸島委員

イチャモンをつける訳ではありませんが、退職のところも本来であれば非常勤職員取扱要綱に定めるところによるとかですね、準ずるところによるということで良かったのではないかな私は思います。今回はこれで構わないのですが、もし将来条例のスリム化のため訂正するということがあればまだ期間がありますので訂正しても良いのかなと思います。

学校教育課長

委員さんがおっしゃりましたこともあると思いますが、今回は改正前においても規定がありましたのでその部分をそのまま使って改正をしたという事ですので、委員さんがおっしゃいましたスリム化の仕方についても大事だなと思いますので調整させていただきたいと思います。

氏家委員

条文から読み取れないあたりでお伺いしてよろしいですか。  
現実に長期間休まれるような場合は学校現場としてはものすごく困る訳です。実際退職にはならない、病気か何かで休んでいる。代替でも配置してもらわないともうとんでもない事態になってしまうということは容易に想定できるのですが、その辺りはどこでカバーするのでしょうか。

学校教育課長

そういうケースも考えられますが、この規程では拾えないと思います。実際問題として対応はいたしますけれどもその場合は休む期間はどのくらいになるのか、理由とかですねそれらを含めまして1回退職をしなくてはならない状況なのか、すぐ復職ができるのか、復職が可能であればその期間代替が必要なのか、代替が必要であれば代替の教員補助員を用意し、学校に配置するという方法は考えます。そういうケースバイケースになってしまいますが、個々の理由によって退職が必要か、休暇で対応するか、それによって代替が必要かはそれぞれで考えていきます。

氏家委員

わかりました

委員長

私の方からも一つお伺いしたいのですが、本当はあまり考えたくはないのですが、万が一のことで勤務成績が良好でない場合という事が発生した場合、市の非常勤職員取扱要綱に準ずればなにかなんとか委員会とか検討委員会みたいなそういう組織を立ち上げた上で解雇に至るような組織というのはあるんですか。

学校教育課長

そういう組織はございません。この判断は所属長の客観的な判断が必要になってくると思います。



委員長

もちろんその通りなんですけど、市の非常勤の方もそのような事が発生した場合には、やはり所属長と本人とそのような話し合いの下に解雇といいますか退職をしてもらうという流れというのが一般的なのですか

教育総務課長

今、委員長がおっしゃいました事例が実は去年ございました。中学校に勤務する非常勤職員でございましたが、勤務成績というか休むとかではなくてなかなか覚えられない。指示をしてもちゃんと仕事ができないという風な形で同じ学校に数年置きたくないということで職場の環境を変えたら直るのではないかとということで短期間、転々と人事異動を重ねてきた訳でございます。まあ年度当初に、もうその学校の校長先生からその職員をどうにかしてくれということで、結局は辞めさせて欲しい、来年3月までもたないというお話をいただきました。今、学校教育課長からありましたがそういう風な委員会みたいなのがありませんので校長先生とお話をしながら、私も面談をさせていただきこれまでの勤務成績の積み重ね、その学校だけではなくて前任の学校、またその前学校という形でその方の勤務状況積み重ねデータを既に持っておりましたのでそれをご本人にお話をして、勤務成績が不良という言い方はしませんが、今の職場があなたに合っていないのではないかとというお話をさせていただきまして、結局は学校現場としては中々子ども達に安全・安心な給食を提供するには難しいし、職場のチームワークもすごい大事な職場なので辞めて頂けないでしょうかというお話をさせて頂き、もしそれでご異議があるということであれば、非常勤職員取扱要綱に基づいて解職をしますというお話をさせていただき、ご本人からは辞表を出しますというような申出をいただき調理員を辞めて頂いたという事例がありました。

委員長

わかりました

教育総務課長

なかなか辞めて頂くというのは採用するより何倍も必要になります。

委員長

まったく課長さんのお話しのとおりでございまして、採用する時は面接、面談もいたしますし大丈夫だということで任用いたしますが実際数の内ですから現場に行ったらうまく行かないという場合も当然想定しなければならぬのかなと思いました。したがってこの解雇のところのものがずっと議題になってきたのですが、具体的にそういう場面になった時のこともある程度教育委員会としても考えておいて、その所属長と課長だけの問題ではないような気がします。そこだけで済めば良いのですがひょっとしたらそんなに頻繁にはあっては困るのですが、場合によってはそのような組織として対応できるようなものもある程度考えていた方が、これから先必要になってくるのかなということで余計な心配かも知れませんがお話しさせていただきました。

委員長

質疑がなければ、本案についてご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

委員長

報告事項に入ります。「平成26年度全国学力・学習状況調査結果報告書」について、報告願います。

委員長

ただ今の報告について、質疑はありませんか。質疑がなければ、本報告については、了とします。

委員長

次に「大崎市地区公民館指定管理者選定委員会における選定状況」について、報告願います。

中央公民館長

(報 告)

委員長

ただ今の報告について、質疑はありませんか。

氏家委員

現地調査されて、1期目・2期目とですね点数化する作業も大変だったと思います。平均点が1期目に比べて2期目が向上しているというのがよく見えてこの辺がサービスが向上している或いは指定管理者制度導入の効果と受け止めて良いのかなと思うんですが、そのとおりでよろしいですか。

中央公民館長

1期目というのはどちらかというと初めての指定管理ということで法人格もみなし法人ということで特に労務管理が重責を担ったという部分なんですけれども、その中でも協定書に基づく生涯学習事業もさることながら、施設も住民が往来しやすい入りやすいような喫茶コーナーを設けるとか、施設がきれいになったということで住民の方から大変好評を得ながら指定管理者制度を導入した効果が現れているというような結果がありますので、今、氏家委員さんがお話ししたとおりの部分でよろしいと思います。

戸島委員

私も個人的に知っている範囲で効果についていくつかあったと思うんですけれども、例えば施設がきれいになったとか、電気代節約のためにろくにストーブを点けないとか電気を消しっぱなしにしていつ行っても暗い雰囲気のままとかそういうところもあったんですが、そういうところが割と無くなって市民の方がいつ行っても受け入れやすいような雰囲気が保たれているのではないかなというのを感じます。やはり来てもらって歓迎するという態度は改善されたのではないかという風に思います。いつ行ってもウエルカムのような。施設にいる職員の数が増えているのかなという気もちょっとします。なぜかはわかりませんが専属になって他に借りだされることもないのかなと思ったりもしています。やはりここを責任をもって守ってくださいという形で役割分担がきちっとなっているせいか、いつ行っても割と職員がいっぱいいいてそういう点でも寂しさがなくていいなあと思います。

委員長

確かに明るさと活気が出てきたというと、いろいろありますが現実的に、お話があったことは感じて効果は出ているなあ、いい方向に行っているのだなあと感じています。

高橋委員

公民館だよりを読ませていただいて、すごく皆さん工夫されて地域に密着して頑張っているという風に思っています。実際に見てみたいと思うんですけど、なかなかそういう機会がないので残念に思っています。

戸島委員

経営的にはどうなのでしょう、各地域、各組織の経営状況は

中央公民館長

指定管理料というのは一定の基準額で定められていますので、もちろんそれで足りなくなるということは無いような指定管理料の算定をさせていただいておりますので、そこで余剰金が出たという部分においてはそういった節電とか、いろいろな節約をしながらいいながらも余剰金の返還というのはございませんので、その余剰金を有効に活用して特にきれいになったということについては、その指定管理料の中の部分で若干量の表替えをやったりそういうところも見受けられますので、きれいになったという部分もございまして、2期目に向けてもそういう光熱水費の算定は電気料がアップした部分の一番高い水準で基準額を定めたりですね、それから修繕料については、報告書でもお示ししたとおり体育施設を抱えているようなところとか、パークゴルフ場とかそういったところについては修繕料の加算をすることとか、あと最終的には全体的な指定管理料の中でももちろん消費税については上がった分については上乗せしておりますし最後の諸経費の部分というのはいままで全体の3%から5%の中でアップをしましてできれば職員の待遇改善の中で少しでも給与面でもフォローアップできればなと議会でもお示しさせていただいておりますので、足りなくなるというようなことは今のところは無いような指定管理料の算定はさせてもらっています。

戸島委員

今、大事な話が出たんですけども、待遇とか勤務時間とか市が管理していない部分も出てくるので、その辺あまり職員の方に自分で頑張っているからいいじゃないかという風に言う方も出てきてしまうと見受けられるのでその辺もご指導いただければ・・・

中央公民館長

今、委員ご指摘のとおり地域・地元で採用されている職員という部分におきましては、どうしても地域との密接な関係があっても頼まれるからなんでもやってしまう部分の頑張りすぎるというのはございます。ただこの部分というのはこうなさいという部分の大崎市の指定管理の運営の仕方をしておりません。やはり地域の実態に応じた特色のある地域の実情に応じた指定管理の地区公民館を運営してくださいという部分がありますので、そういう課題はあるにしてもこのようにしてくださいというように行政は介入できませんので、そこは地域で課題を解決するという事とこちらも支援担当職員の中でそこは少しお互い18地区のやり方という部分を情報共有しながらこのようにやっているところもありますよという部分で少し自分達はやりすぎているのだなということも認識をしながら地域で地区公民館の中での課題と解決という風になりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長	是非、指定管理という枠の中で市の担当窓口が中々入っていけない領域もあるとは思いますが、やはり職員の悩みとかそれから労働面でのなかなか言えない課題なども無くもないと思いますので、その辺につきましては積極的に耳を傾けてうまく間に入って頂くとか具体的なアドバイスをするとかという体制はこれまで同様やっていらしゃると思いますがお願い申し上げたいと思います。
中央公民館長	その辺は先ほど申し上げましたとおり継続して支援担当職員を配置をするという意思決定をいただいておりますので、安定的に入ったから行政は離れるよという事ではなくて、むしろこれからというのは行政課題の部分が非常に少子高齢化の中でそれをどう解決するかという部分が2期目の特に地域課題、地域づくりにという部分が地域づくり委員会という受託団体との話し合いが多く必要になってくるのかなという風に思っておりますので、それは支援担当職員を中心に基幹公民館、中央公民館がバックアップをしていきたいと思っております。
委員長	くどいようですが、なかなか地域づくりとか受けている親団体と実際に採用されている公民館職員の方々がなかなか難しい人間関係と組織との関係も出てこないとも限らないので、ちょっと聞いてみると、そういう協議会、親団体と自分たちの考え方がうまく擦りあわないとかそのようなこともたまにあるやに聞いておりますので併せてご指導、ご支援をお願い申し上げたいと思います。
委員長	質疑がなければ、本報告については、了とします。
委員長	以上で、本日の教育委員会定例会を終了いたします。
委員長	次に、各課・館の報告に入ります。 教育部長→参事→教育総務課長→学校教育課長→生涯学習課長→文化財課長→図書館長→中央公民館長→学校教育課副参事

閉 会	<p>この会議録の作成者は次のとおりである。</p> <p>教育総務課 総務担当 係長 角力山 淳</p> <p>上記記録の正確なることを認め、ここに署名する。</p> <p>平成            年            月            日</p> <p>_____ 委員長 _____</p> <p>_____ 署名委員 _____</p>
-----	--

10 報告事項	1)	平成26年度全国学力・学習状況調査結果報告書について
	2)	大崎市地区公民館指定管理者選定委員会における選定状況について